

別表(第2条関係)

手数料を徴収する事項	手数料の金額
<p>(21) 富山県屋外広告物条例(昭和39年富山県条例第66号)第6条又は第7条第4項若しくは第10条第3項の規定に基づく屋外広告物の許可の申請又は許可の更新の申請</p>	<p>はり紙 100枚(100枚未満の端数は、100枚として計算する。)につき 420円</p> <p>はり札 1枚につき 60円</p> <p>立看板、広告旗 1枚につき 270円</p> <p>横断幕、懸垂幕、アドバルーン 面積が10平方メートル未満のもの1個につき 420円 面積が10平方メートル以上のもの1個につき 当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に420円を乗じて得た額に420円を加算した額</p> <p>電柱広告、消火栓標識利用広告、置看板 1個につき 540円</p> <p>野立広告、屋上広告、壁面広告、突出広告、停留所添加広告 面積が3平方メートル未満のもの1個につき 810円 面積が3平方メートル以上のもの1個につき 当該面積の値を3で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に810円を乗じて得た額に810円を加算した額</p> <p>特殊装置の広告物 面積が10平方メートル未満のもの1個につき 2,770円 面積が10平方メートル以上のもの1個につき 当該面積の値を10で除して得た数値(整数未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)に2,770円を乗じて得た額に2,770円を加算した額</p>

備考

- 1 この表において、第21号に掲げる広告物の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 「はり紙」とは、紙製その他これに類するもので、建物その他の工作物等にはり付けるものをいう。
  - (2) 「はり札」とは、ベニア板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他これに類するものをはり、容易に取りはずすことができる状態で、建物その

他の工作物等に取り付けるものをいう。

- (3) 「立看板」とは、木枠等に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙その他これに類するものをはり、容易に取りはずすことができる状態で立て、又は建物その他の工作物等に立て掛けるものをいう。
  - (4) 「広告旗」とは、布状のものをさおに取り付けるもの又はこれに類するものをいう。
  - (5) 「横断幕」とは、建物その他の工作物等を利用して道路を横断し、空中に掲出するものをいう。
  - (6) 「懸垂幕」とは、建物その他の工作物等を利用して垂れ下げるものをいう。
  - (7) 「アドバルーン」とは、気球を利用して高揚するものをいう。
  - (8) 「電柱広告」とは、電柱、街灯柱その他電柱の類の表面に直接表示するもの又は電柱、街灯柱その他電柱の類を利用して取り付けものをいう。
  - (9) 「消火栓標識利用広告」とは、消火栓の標識を利用して取り付けものをいう。
  - (10) 「置看板」とは、木製、合成樹脂製若しくは金属製のもの又はこれらに類するもので、地面に直接置き、かつ、容易に移動できるものをいう。
  - (11) 「野立広告」とは、道路又は鉄道等の沿線の土地に建植する広告板(木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に固定して装置し、その広告表示面を含め、その構造が板状であるものをいう。以下同じ。)及び広告塔(木又は金属等の耐久性のある材料を使用したもので、土地に建植し、又は建物その他の工作物等に固定して装置し、その広告表示面を含め、その構造が多角柱、円柱等の立体構造のものをいう。以下同じ。)をいう。
  - (12) 「屋上広告」とは、建物の屋上に固定して装置する広告板及び広告塔をいう。
  - (13) 「壁面広告」とは、建物の外壁面に直接表示するもの又は固定して装置するもので突出広告以外のものをいう。
  - (14) 「突出広告」とは、建物の外壁面に固定して装置するもので、建物の外壁面から突き出すものをいう。
  - (15) 「停留所添加広告」とは、停留所の上屋又は標識に添加するものをいう。
  - (16) 「特殊装置の広告物」とは、ネオンサイン、イルミネーション等を利用したものをいう。
- 2 広告物の面積は、表示面積を合計したものとし、当該面積の単位は、平方メートルとする。
- 3 この表に定めのない種類の広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額については、この表に定める種類の広告物又は広告物を掲出する物件に係る手数料の額との均衡等を考慮して市長が別に定める。